

臨時的任用教職員

東京都公立学校では、全ての職員が育児と仕事の両立・調和を図り、産休・育業を取得しやすい環境を作るためにも、多くの臨時的任用教職員を求めています。

そのため、近年では正規教職員を退職された方に臨時的任用教職員をお願いするケースが増えてきています。また、小学校においては令和3年度から助教諭としての任用制度も始まっており、小学校教諭以外の普通免許状（幼稚園教諭、中学校教諭、高等学校教諭）を取得済みの方も小学校で勤務できる場合がございます。実務経験が豊富な方は、貴重な即戦力として学校から歓迎されています。

また、令和5年4月1日から、行政系職員については、産育代替のほか、休職や退職に対する欠員補充にも任用が可能となりました。これまで勤務した学校を離れて、心機一転、別の学校で働いてみたい方や、若い教職員の出産・育児を応援したい方にとっても、選択肢の一つとなる働き方です。

（1）応募方法

＜名簿登載選考＞

臨時的任用教職員として任用されるためには、まず、臨時的任用教職員名簿に登載される必要があります。名簿に登載されるための選考は年間を通じて随時実施をしています。選考については東京都教育委員会のホームページに要項が掲載されておりますので、詳しくはそちらを御確認ください（年齢制限は設けておりません）。

合格すると、合格した選考年度の翌々年度末までの約3年間（合格した日付により個人差有り。）名簿に登載されます。学校で産休・育業等を取得する教職員が発生すると、各学校から名簿登載者に直接任用打診の連絡が行われます。学校と名簿登載者の間で面談等を実施してから任用に至ります。

なお、欠員の発生状況によっては任用打診の連絡が来ない場合もあります。

（2）勤務条件

＜任用期間＞

正規教職員の妊娠出産休暇又は育児休業

等、欠員が生じている期間の期間内の任用となります。ただし、任用開始後に欠員期間が、当初の予定より短くなった場合は、臨時的任用教職員の任用期間も同様に短縮されます。なお、年度を跨ぐ妊娠出産休暇又は育児休業等の（承認）期間の代替として任用される場合でも、任用は年度ごとに発令されます。

＜給与＞

給与はこれまでの経歴・職歴等に基づいて決定されます。東京都の臨時的任用教職員として初めて任用される場合は、過去の在職証明書等の提出を求められることがあります。

実務経験が長い方の場合、臨時的任用教職員の限度号給（教諭は教育職給料表2級77号給、給料月額345,900円、行政職は行政職給料表（一）1級45号給、給料月額244,500円、助教諭・実習助手・寄宿舎指導員は教育職給料表1級53号給、給料月額261,200円*）に達する場合はほとんどです。

なお、任用期間の始め又は終わりが月の途中の場合は、その月の給与は日割計算となります。

※令和7年4月1日現在

＜勤務時間、休日・休暇等＞

勤務時間は正規の教職員と同様です。年次有給休暇の取扱いは任用期間により異なるため、採用時、学校に確認してください。

また、校長の許可なく兼業・兼職することはできません。

詳細はこちらをチェック！

【教員系】

<https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/rj/>



【行政系】

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/administrative/maternity_leaving_alternate_b_n



非常勤講師（時間講師）

東京都では、各学校における事情により時間講師の方に授業を担当していただいています。令和2年度より、時間講師の身分上の取扱いは、一般職の地方公務員（会計年度任用職員）となりました。時間講師の職務内容は、児童・生徒に対する学習指導であり、校長の学校経営方針やカリキュラムに沿って正規教員と同様に授業を行います。学級担任や校務分掌は担当しないため、自身のライフスタイルに合わせた働き方も可能です。

これまで培ってきた教員経験を生かし、授業のスペシャリストとして時間講師という職も考えてみてはいかがでしょうか。

（1）応募方法

令和2年度より、時間講師は会計年度任用職員となりました。それに伴い、公募による選考を実施します。応募方法については、10月頃に東京都教育委員会のホームページで詳細の御案内をする予定です。選考に合格した方の中から時間講師として任用されていくことになります。

講師の任用は、欠員が生じた場合等、必要に応じて行います。このため、選考に合格した全ての方が任用されるものではありませんので、御承知おきください。

（2）任用期間

任用の事由により異なります。

時間講師の任用期間は、任用事由（教科編成上の端数時数、病気等の臨時的欠員等）により異なりますが、時間講師の任用は年度ごとに決定されるため、最長1年を超えない範囲となります。

また、任用事由は期間途中で消滅する場合があります。その場合は、任用根拠が消滅するため、時間講師の任用について、任用期間の短縮や時数の減少が生じますので御留意ください。

（3）勤務時間

勤務時間は、教科の授業その他の教育委員会が定める授業に要する時間、教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に要する時間、教育委員会が定める基準により研修の命令を受けた時間となります。

1週間当たりの勤務時間は26時間以内、1日当たりの勤務時間は8時間以内となります。

（4）報酬等

勤務時間数に応じて支給します。

1時間の報酬単価は、1,950円から3,480円までです。（令和7年4月1日現在。経験区分による。）

※交通費は通勤及び勤務の実情に応じて別途支給します。

※期末手当・勤勉手当は、基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、所定の要件を満たす場合に支給します。

（5）休暇制度

任用の条件にもよりますが、年次有給休暇、夏季休暇及び慶弔休暇等の休暇制度があります。

OTEPRO（ティープロ）による折衝支援（公財）東京都教育支援機構（TEPRO）では、学校の負担軽減のため、依頼を受けた学校に臨時的任用教職員及び時間講師の紹介を行っております。

学校からの連絡を待つだけではなくTEPROからも学校をご案内させていただいておりますので、希望される方は是非東京都が実施している名簿登載選考にお申込みください。